



金 沢 市 公 報

号外第34号

平成28年(2016年)12月26日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する 条例施行規則の一部を改正する規則 (") 8
○特別職の職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例の施行期日を定める規則 (人 事 課)	1	○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改 正する規則 (") 8
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例の施行期日を定める規則 (")	1	○技能労務職員の給与に関する規則の一部を改 正する規則 (") 8
○金沢市公園条例の一部を改正する条例の施行 期日を定める規則 (緑と花の課)	1	○初任給調整手当に関する規則の一部を改正す る規則 (") 13
○市長事務の補助執行に関する規則の一部を改 正する規則 (農業振興課)	2	○金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正 する規則 (税 務 課) 14
○職員の服務等に関する条例施行規則等の一部 を改正する規則 (人 事 課)	2	○金沢市介護保険規則の一部を改正する規則 (介護保険課) 19
○職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を 改正する規則 (")	5	○金沢市公園条例施行規則の一部を改正する規 則 (緑と花の課) 21
○金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就 業規則の一部を改正する規則 (")	6	

規 則

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第64号

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第49号)の施行期日は、平成28年12月27日とする。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第65号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第50号)の施行期日は、平成28年12月27日とする。

金沢市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第66号

金沢市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市公園条例の一部を改正する条例(平成28年条例第30号)の施行期日は、平成29年4月9日とする。

市長事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第67号

市長事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長事務の補助執行に関する規則（昭和40年規則第43号）の一部を次のように改正する。

本則中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 農業委員会の委員の推薦及び募集に関する事務 金沢市農業委員会事務局長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の服務等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第68号

職員の服務等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（職員の服務等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 職員の服務等に関する条例施行規則（平成7年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条の7中「に規定する日常生活を営むのに支障がある者を」を「の要介護者（第14条第1項第16号及び第15条の2第2項において「要介護者」という。）を」に、「に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この条及び第8条の6）」を「の要介護者（次号並びに第8条の6第1項第1号及び第2号）」に改める。

第12条第2項第2号中「育児休業法第10条第1項第1号から」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下この号及び第15条の3第2項において「育児休業法」という。）第10条第1項第1号から」に、「次に掲げる」を「次のアからウまでに掲げる」に、「次に定める」を「当該アからウまでに定める」に改める。

第14条第1項第16号中「条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

第15条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（介護休暇）」を付し、同条第1項中「であって職員と同居しているもの」を「（第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 条例第15条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下この条及び第20条第2項において「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し行わなければならない。

4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

第15条に次の4項を加える。

5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を任命権者に対し申し出なければならない。

6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第18条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇

を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第15条の次に次の2条を加える。

第15条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第15条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第18条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「第15条第1項」の次に「又は第15条の2第1項」を加える。

第20条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条第1項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加え、同条第2項中「前項の」の次に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第15条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に改め、「期間」の次に「（当該指定期間が2週間未満である場合その他の市長が定める場合には、市長が定める期間）」を加える。

第21条第1項ただし書中「同項の」の次に「規定により介護休暇の」を加え、同条第2項中「又は介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改める。

（職員の給与に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第19条の3第2項第11号を同項第12号とし、同項第10号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号中「第15条」を「第16条」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(10) 服務等条例第16条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第3条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第8中「第24条第1項の休職又は服務等条例」を「第24条第1項の休職又は職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号。以下この表において「服務等条例」という。）」に、「休暇（」を「病欠休暇（」に、

派遣職員の派遣の期間		を
専従許可の有効期間	$\frac{2}{3}$ 以下	
服務等条例第16条に規定する介護休暇の期間	$\frac{1}{2}$ 以下	

派遣職員の派遣の期間		に、
服務等条例第15条の介護休暇の期間		
専従許可の有効期間	$\frac{2}{3}$ 以下	

「第3項」を「若しくは第3項」に、「第14条」を「第14条第1項」に改める。

（金沢市事務決裁規則の一部改正）

第4条 金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第2 総務局の表中

(11) 自己啓発等休業の承認及び自己啓発等休業に係る復職の決定			○		を
(12) 配偶者同行休業の承認及び配偶者同行休業に係る復職の決定			○		
(13) 36協定に関する決定		○			
(14) 職務専念義務の免除			○		
(15) 病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認			○		
(16) 職務以外の職務に従事する場合の許可			○		
(17) 職員証及び履歴の証明の発行			○		
(18) 欠勤の処理			○		

(11) 部分休業の承認			○		に
(12) 自己啓発等休業の承認及び自己啓発等休業に係る復職の決定			○		
(13) 配偶者同行休業の承認及び配偶者同行休業に係る復職の決定			○		
(14) 36協定に関する決定		○			
(15) 職務専念義務の免除			○		
(16) 病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認			○		
(17) 職務以外の職務に従事する場合の許可			○		
(18) 職員証及び履歴の証明の発行			○		
(19) 欠勤の処理			○		

改める。

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第5条 職員の育児休業等に関する規則(平成4年規則第33号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「職員は」の次に「職員の服務等に関する条例(平成7年条例第4号)第15条の2第1項の介護時間又は」を加え、「を承認されている職員」を「の承認を受けて勤務しない職員」に、「特別休暇を承認されている時間」を「介護時間又は当該特別休暇の承認を受けて勤務しない時間」に改め、同条第2項中「よる育児時間を承認されている」を「よる育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない」に、「同項」を「条例第23条第3項」に、「を承認されている時間」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(平成28年改正条例附則第2条の規定による指定期間の指定)

第2条 職員の服務等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(平成28年条例第48号。次項及び第3項において「平成28年改正条例」という。)附則第2条に規定する職員の申出は、職員の服務等に関する条例(平成7年条例第4号)第15条第1項に規定する指定期間(以下この条及び次条において「指定期間」という。)の末日とすることを希望する日を明らかにして、任命権者に対し行わなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成28年改正条例附則第2条に規定する初日(第4項において「初日」という。)から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

3 平成28年改正条例附則第2条に規定する職員(次項において「職員」という。)は、第1項の申出に基づき前項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を任命権者に対し申し出なければならない。

4 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該

申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

- 5 第2項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、この規則の施行の日から第1項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下この項において「施行日以後の申出の期間」という。）又は第1項の申出に基づき第2項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第3項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり職員の服務等に関する条例施行規則第18条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

（準備行為）

第3条 前条第1項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の前日においても行うことができる。

（職員の給与に関する条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）

第4条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する職員の服務等に関する条例第15条の2第3項の規定の適用については、同項中「第20条」とあるのは、「附則第11項」とする。

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第5条 第3条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第8の規定は、この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第69号

職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の配偶者同行休業に関する規則（平成26年規則第48号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第4条の2 条例第6条第2項の規則で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者（地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。）の条例第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他市長がこれに準ずると認める事情とする。

別記様式中「5に記入）」の次に「(□ 再度の延長)」を加え、「請求に」を「申請に」に、

()	を
()	
()	

()	に、
()	
()	

既に配偶者同行休業 をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで	を
既に配偶者同行休業 をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで （うち、期間の再度の延長の場合における 当初の配偶者同行休業の期間 年 月 日まで）	に改め、

同様式（注）中④を⑤とし、同（注）③中「期間を」の次に「初めて」を加え、「請求する」を「申請する」に改め、同③を同（注）④とし、同（注）②を同（注）③とし、同（注）①の次に次のように加える。

- ② 期間の再度の延長を申請する場合には、「2 申請に係る配偶者」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第70号

金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の一部を改正する規則

（金沢市職員就業規則の一部改正）

第1条 金沢市職員就業規則（昭和24年規則第135号）の一部を次のように改正する。

第44条の2第1項中「「育児休業法」を「この項並びに第46条第3号及び第4号において「育児休業法」に、「育児短時間勤務（以下）を「育児短時間勤務（第46条第3号において）」に改め、「子」の次に「（次に掲げる者を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「より育児時間を承認されている」を「よる育児時間又は第44条の4第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、「部分休業」を「この条及び第44条の4第2項において「部分休業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者
- 第44条の3第1項中「任命権者」を「市長」に、「配偶者（）」を「要介護者（配偶者（）」に改め、「職員と同居をしている」を削り、「掲げる者」の次に「（第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」を、「あるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「市長が、別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該」を加え、「連続する6月の期間内において必要と認められる期間」を「3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次条第1項において「指定期間」という。）内において」に、「（以下）」を「（次項において）」に改め、同項第1号中「祖父母」の次に「、孫」を加え、同条第2項中「の範囲内」を「（当該介護休暇と要介護者を異にする次条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第44条の4 市長は、職員が請求した場合において公務の運営に支障がないと認めるときは、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇（次項において「介護時間」という。）を承認することができる。

2 介護時間の単位は、30分とし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（第44条の2第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第55条の2第4項前段中「第44条の3第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、同項後段中「第44条の3第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項及び第3項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「における」を「に」に改める。

（金沢市清掃従業員就業規則の一部改正）

第2条 金沢市清掃従業員就業規則（昭和24年規則第152号）の一部を次のように改正する。

第12条の3第1項中「子」の次に「（次に掲げる者を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「より育児時間を承認されている」を「よる育児時間又は第12条の5第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を、「以下」の次に「この条及び第12条の5第2項において」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により従業員が当該従業員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該従業員が現に監護するもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である従業員に委託されている児童のうち、当該従業員が養子縁組によって養親となることを希望している者

第12条の4第1項中「配偶者（）」を「要介護者（配偶者（）」に改め、「従業員と同居をしている」を削り、「掲げる者」の次に「（第2号に掲げる者にあつては、従業員と同居しているものに限る。）」を、「あるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「市長が、別に定めるところにより、従業員の申出に基づき、要介護者の各々が当該」を加え、「連続する6月の期間内において必要と認められる期間」を「3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次条第1項において「指定期間」という。）内において」に、「（以下）」を「（次項において）」に改め、同項第1号中「祖父母」の次に「孫」を加え、同条第2項中「の範囲内」を「（当該介護休暇と要介護者を異にする次条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第12条の5 市長は、従業員が請求した場合において公務の運営に支障がないと認めるときは、従業員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇（次項において「介護時間」という。）を承認することができる。

2 介護時間の単位は、30分とし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（第12条の3第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第14条の2第4項前段中「第12条の4第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、同項後段中「第12条の4第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項及び第3項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「における」を「に」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

（金沢市職員就業規則の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第1条の規定による改正前の金沢市職員就業規則第44条の3の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この規則の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この条において「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の金沢市職員就業規則第44条の3第1項に規定する指定期間については、市長は、別に定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日）に限り、までの期間を指定するものとする。

（金沢市清掃従業員就業規則の一部改正に伴う経過措置）

第3条 第2条の規定による改正前の金沢市清掃従業員就業規則第12条の4の規定により介護休暇の承認を受けた従業員であつて、施行日において当該介護休暇の初日（以下この条において「初日」という。）から起算して6月を

経過していないものの当該介護休暇に係る第2条の規定による改正後の金沢市清掃従業員就業規則第12条の4第1項に規定する指定期間については、市長は、別に定めるところにより、初日から当該従業員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第71号

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第5号中「職員と同居している」を削り、「掲げる者」の次に「(イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の5第5号の規定は、この規則の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第72号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第19条の5中「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同条第1号中「100分の160」を「100分の180」に改め、同条第2号中「100分の75」を「100分の85」に改める。

附 則

- 1 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第50号）の施行の日（平成28年12月27日）から施行する。ただし、第19条の5の改正規定（「掲げる割合」を「定める割合」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の給与に関する条例施行規則の規定は、平成28年12月1日から適用する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第73号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和36年規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,900
	2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,800
	3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,600
	4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,500

5	131,700	185,000	206,300	252,600	285,300
6	132,700	186,500	207,700	253,900	287,100
7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,900
8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,800
9	135,500	190,700	211,900	257,300	292,500
10	136,500	191,900	213,500	258,500	294,300
11	137,500	193,200	215,100	259,700	296,000
12	138,600	194,300	216,500	260,900	297,800
13	139,400	195,500	217,800	262,000	299,400
14	140,400	196,600	219,300	263,100	301,100
15	141,400	197,700	220,800	264,100	302,700
16	142,400	198,800	222,100	265,200	304,200
17	143,500	199,900	223,100	266,300	305,800
18	144,700	201,000	223,900	267,600	307,400
19	145,900	202,000	224,800	268,700	309,100
20	147,100	203,000	225,800	269,700	310,900
21	148,200	204,000	226,700	270,700	312,200
22	149,400	205,100	228,200	271,800	313,600
23	150,600	206,200	229,500	272,900	315,000
24	151,800	207,200	230,600	274,000	316,500
25	153,000	208,100	232,100	275,000	317,900
26	154,500	209,000	233,400	276,100	319,400
27	156,000	209,700	234,700	277,200	320,800
28	157,500	210,600	236,000	278,300	322,200
29	158,900	211,500	237,100	279,300	323,800
30	160,400	212,700	238,300	280,400	325,000
31	161,900	213,700	239,600	281,400	326,300
32	163,400	214,600	240,800	282,400	327,500
33	164,900	215,300	241,900	283,300	328,600
34	166,700	216,500	243,200	284,200	329,500
35	168,500	217,600	244,300	285,300	330,600
36	170,300	218,800	245,500	286,400	331,800
37	172,100	219,600	246,800	287,100	332,900
38	173,800	220,800	248,100	288,000	334,000
39	175,500	222,000	249,400	289,000	335,000
40	177,200	223,100	250,700	289,900	336,000
41	178,800	224,000	251,800	290,800	337,000

	42	180,200	225,200	253,100	291,800	338,000
	43	181,600	226,200	254,300	292,800	339,000
	44	183,000	227,300	255,600	293,700	340,000
	45	184,500	228,400	256,500	294,400	340,900
	46	185,900	229,500	257,600	295,300	341,900
	47	187,300	230,600	258,800	296,200	342,900
	48	188,700	231,700	259,900	297,100	343,900
	49	190,000	232,800	261,100	297,800	344,800
	50	191,200	233,900	262,300	298,400	345,700
	51	192,300	235,000	263,500	299,100	346,600
	52	193,500	236,200	264,500	299,900	347,400
	53	194,600	237,300	265,600	300,500	348,200
	54	195,700	238,300	266,700	301,300	349,000
	55	196,800	239,200	268,000	302,000	349,800
	56	197,900	240,200	269,200	302,700	350,500
	57	199,000	241,200	270,200	303,400	351,200
	58	200,000	242,200	271,200	304,100	352,000
	59	201,000	243,200	272,300	304,900	352,900
	60	202,000	244,100	273,300	305,600	353,600
	61	203,100	245,100	274,400	306,200	354,300
	62	204,000	246,100	275,500	306,900	355,000
	63	204,900	247,000	276,500	307,600	355,700
	64	205,800	247,900	277,600	308,300	356,400
	65	206,500	248,800	278,500	308,800	357,000
	66	207,300	249,600	279,300	309,300	357,500
	67	208,000	250,400	280,100	309,900	358,000
再任	68	208,800	251,100	280,900	310,600	358,500
用職	69	209,200	251,900	281,800	311,200	358,900
員以	70	209,800	252,500	282,600	311,600	
外の	71	210,100	253,100	283,400	312,100	
職員	72	210,700	253,600	284,100	312,600	
	73	211,000	253,800	284,900	312,900	
	74	211,600	254,200	285,600	313,400	
	75	212,100	254,700	286,400	313,900	
	76	212,900	255,200	287,200	314,300	
	77	213,100	255,800	287,800	314,500	
	78	213,800	256,200	288,300	314,800	
	79	214,300	256,700	288,900	315,100	

80	214,900	257,200	289,300	315,400
81	215,600	257,500	289,700	315,700
82	216,100	257,800	290,100	316,000
83	216,700	258,100	290,600	316,300
84	217,400	258,400	291,100	316,600
85	218,100	258,600	291,500	316,800
86	218,700	258,800	292,100	317,200
87	219,300	259,100	292,700	317,500
88	220,000	259,400	293,300	317,700
89	220,500	259,600	293,600	317,900
90	221,100	259,800	294,100	318,200
91	221,700	260,200	294,600	318,500
92	222,300	260,400	295,000	318,800
93	222,700	260,700	295,400	319,000
94	223,200	261,100	295,900	319,300
95	223,700	261,400	296,400	319,600
96	224,200	261,700	296,900	319,800
97	224,900	261,900	297,200	320,000
98	225,400	262,200	297,600	320,300
99	225,900	262,400	298,100	320,600
100	226,400	262,700	298,600	320,800
101	227,000	263,000	299,000	321,000
102	227,500	263,200	299,400	
103	228,100	263,500	299,700	
104	228,700	263,800	300,000	
105	229,100	264,000	300,300	
106	229,600	264,200	300,700	
107	230,100	264,500	301,100	
108	230,500	264,700	301,500	
109	230,700	265,000	301,800	
110	231,100	265,300	302,200	
111	231,600	265,600	302,600	
112	232,100	265,800	302,900	
113	232,500	266,000	303,100	
114	233,000	266,300	303,400	
115	233,500	266,500	303,700	
116	234,000	266,700	303,900	

	117	234,300	267,000	304,100		
	118	234,700	267,400	304,400		
	119	235,100	267,700	304,700		
	120	235,500	268,000	304,900		
	121	235,900	268,100	305,100		
	122		268,400	305,400		
	123		268,700	305,700		
	124		269,000	305,900		
	125		269,100	306,100		
	126		269,400	306,400		
	127		269,700	306,700		
	128		270,000	306,900		
	129		270,100	307,100		
	130		270,400	307,400		
	131		270,700	307,700		
	132		271,000	307,900		
	133		271,100	308,100		
	134		271,400			
	135		271,700			
	136		272,000			
	137		272,100			
再任 用職 員		193,300	204,500	223,000	243,900	274,800

別表第5中

26
27
28
29
29
30
30
31
31
32

を

25
26
26
27
27
28
28
29
30
31

に改める。

別表第6中

37
38
39
40
42
44
46

を

38
40
42
44
45
46
47

に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第50号）の施行の日（平成28年12月27日）から施行し、改正後の技能労務職員の給与に関する規則（次項及び附則第3項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与に関する規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定に基づいて支給された給与（技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成26年規則第64号）附則第8項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年条例第64号）附則第5条の規定に基づいて支給された給料（以下この項において「平成26年改正条例附則第5条の規定による給料」という。）を含む。）は、改正後の規則の規定による給与（平成26年改正条例附則第5条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(経過措置)

- 平成28年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能労務職員（以下この項及び次項において「職員」という。）及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、市長の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

(雑則)

- 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第74号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

期間の区分	職員の区分		
	1項職員	2項職員	3項職員
	円	円	円
1年未満	308,000	50,600	30,300
1年以上2年未満	308,000	50,600	30,300

2年以上3年未満	308,000	50,600	30,300
3年以上4年未満	308,000	50,600	30,300
4年以上5年未満	308,000	50,600	30,300
5年以上6年未満	308,000	50,600	28,300
6年以上7年未満	308,000	48,800	26,300
7年以上8年未満	308,000	47,000	24,200
8年以上9年未満	308,000	45,200	22,200
9年以上10年未満	308,000	43,400	20,200
10年以上11年未満	308,000	41,600	17,200
11年以上12年未満	308,000	39,800	14,100
12年以上13年未満	308,000	38,000	11,100
13年以上14年未満	308,000	36,200	8,100
14年以上15年未満	308,000	34,800	5,100
15年以上16年未満	308,000	33,400	
16年以上17年未満	304,700	32,000	
17年以上18年未満	301,400	30,600	
18年以上19年未満	298,100	29,200	
19年以上20年未満	294,800	27,800	
20年以上21年未満	291,500	26,400	
21年以上22年未満	277,700	25,800	
22年以上23年未満	263,700	25,200	
23年以上24年未満	250,200	24,200	
24年以上25年未満	236,300	23,600	
25年以上26年未満	222,600	23,000	
26年以上27年未満	205,000	22,400	
27年以上28年未満	187,900	21,800	
28年以上29年未満	170,600	21,000	
29年以上30年未満	153,000	20,700	
30年以上31年未満	135,000	20,300	
31年以上32年未満	116,700	19,700	
32年以上33年未満	98,800	18,800	
33年以上34年未満	72,800	17,900	
34年以上35年未満	48,500	17,200	

附 則

この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第50号）の施行の日（平成28年12月27日）から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第75号

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市税賦課徴収条例施行規則（昭和35年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「第326条第3項」を「第326条第4項」に改める。

第7条第5号中「第317条の6」の次に「、第321条の4」を加える。

第6号様式中 「個人番号
(法人番号)」 を 「法人番号」 に改める。

第28号様式中

(あて先) 金沢市長 年 月 日 提出	住 所		職 業	を
	フリガナ		電話番号 ()	
	氏 名		世帯主氏名 世帯主 () との続柄 ()	
		年 月 日生		

(宛先) 金沢市長 年 月 日 提出	住 所		職 業	に
	フリガナ		電 話 番 号	
	氏 名		世帯主氏名	
	個人番号		世帯主との続柄	
	生年月日	年 月 日生		

改め、「・老年者」を削り、「未成年」を「未成年者」に改める。

第30号様式その1中

を

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番号	特別徴収 税 額	氏 名
住		所			

に

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番号	特別徴収 税 額	個 人 番 号
住		所		氏 名	

「注」記載事項は、上に同じ。

を

「注」記載事項は、上に同じ。

特別徴収 義務者	氏名又は名称	個人番号又は法人番号

に

改める。

第33号様式を次のように改める。

第33号様式 (第7条関係)

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

受付印	(宛先) 金沢市長 年 月 日提出	(特別徴収義務者) 住所又は所在地氏名又は氏名称	〒	指定番号	
				この届出について応答される方	氏名 電話番号
(印)					

退職・転出などで月割額を納入しなくなる人

給与支払者の個人番号又は法人番号		給与所得者		(7) 特別徴収税額 (年税額)	(4) 徴収済額	(7)-(4) 未徴収税額	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職時までの給与支払額		新勤務先 (名称・所在地) 新住所など
受給者番号	住所個人番号	氏名	氏名							控除社会保険料額	円	
				円	月から 月まで	円	・	1 退職 4 長期欠勤 2 転勤 5 死亡 3 休職 6 その他	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収	円		
				円	月から 月まで	円	・	1 退職 4 長期欠勤 2 転勤 5 死亡 3 休職 6 その他	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収	円		

退職などで月割額 (未徴収税額) を一括徴収する人

一括徴収の理由	徴収予定		納入予定月
	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(7)と同額)	
1 異動が12月31日までで、 申出があったため (月 日申出)	・	円	月分にて (月 日納期限分)
2 異動が1月1日以後で、 特別徴収の継続の希望がないため	・	円	月分にて (月 日納期限分)

新規採用・転入などで今後月割額を納入する人

給与支払者の法人番号		給与所得者		(7) 特別徴収税額 (年税額)	(4) 徴収済額	(7)-(4) 未徴収税額	異動年月日	新しく徴収する月割額	前勤務先 (名称・所在地)
受給者番号	住所氏名	氏名	氏名						
				円	月から 月まで	円	・	月から	
				円	月から 月まで	円	・	月から	

第60号様式及び第61号様式中 「個人番号
(法人番号)」 を 「法人番号」 に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成29年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

2 改正後の第30号様式その 1 は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第76号

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則

金沢市介護保険規則（平成12年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第23号の 5 中「第78条の12」の次に「、第115条の11」を加え、「指定居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者等」に改め、「指定介護老人福祉施設」の次に「、法第115条の45の 6 第 1 項の規定による指定事業者」を、「指定介護療養型医療施設」の次に「の指定の更新」を加え、同条第23号の22中「様式第23号の22」を「様式第23号の24」に改め、同号を同条第23号の24とし、同条第23号の21の次に次の 2 号を加える。

(23)の22 法第115条の45の 5 第 1 項の規定による指定事業者の指定の申請書 様式第23号の22

(23)の23 省令第140条の62の 3 第 2 項第 4 号の規定による第 1 号事業の廃止又は休止の届出書 様式第23号の23

「指定居宅サービス事業者

指定地域密着型サービス事業者

指定居宅介護支援事業者

介護保険施設

様式第23号の 5 中

指定介護予防サービス事業者

指定（許可）更新申請書 を

指定地域密着型介護予防サービス事業者

指定介護予防支援事業所

指定介護療養型医療施設

」

「指定居宅サービス事業者

指定地域密着型サービス事業者

指定居宅介護支援事業者

介護保険施設

指定介護予防サービス事業者

指定（許可）更新申請書 に改める。

指定地域密着型介護予防サービス事業者

指定介護予防支援事業者

指定事業者

指定介護療養型医療施設

」

様式第23号の22中「ふりがな」を「フリガナ」に改め、同様式を様式第23号の24とし、様式第23号の21の次に次の 2 様式を加える。

様式第23号の22 (第8条関係)

指定事業者指定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

事業者所在地
 名 称
 代表者氏名

㊞

介護保険法に規定する指定事業者の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

申 請 者	氏名又は名称						
	住所又は主たる事務所の所在地						
	連絡先						
	法人の種別						
	代 表 者	職名		氏名		生年月日	
住所							
指 定 を 受 け よ う と す る 事 業 所	名 称						
	所 在 地						
	同一の所在地において行う事業等の種類	実施 事業	事業開始 予定年月日	既に指定を受けている 事業の指定年月日			
	第 1 号 事 業	介護予防型訪問サービス					
		基準緩和型訪問サービス					
介護予防型通所サービス							
基準緩和型通所サービス							
介護保険事業者番号	(既に指定を受けている場合)						
医療機関コード等							

備考

- 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「公益社団法人」、「公益財団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記載してください。
- 「実施事業」欄は、今回の申請に係る事業及び既に指定を受けている事業の種類に応じ、該当する欄に○印を記載してください。
- 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、同一の所在地において行う事業であって既に指定を受けている事業全てについて記載してください。なお、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条本文の規定により指定があったものとみなされる事業については、「27. 4. 1」を記載してください。
- 「医療機関コード等」欄は、事業所について保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付されている場合に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜この様式に加筆してその全てを記載してください。

様式第23号の23 (第8条関係)

第1号事業廃止・休止届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

事業者 所在地
 名 称
 代表者氏名 ㊟

第1号事業の廃止・休止に関し、次のとおり届け出ます。

	介護保険事業者番号	
廃止・休止に係る事業所	名 称	
	所 在 地	
	サービスの種類	
廃止・休止の別	廃止・休止	
廃止・休止に係る年月日	年 月 日	
廃止・休止する理由		
現にサービスを受けている者に対する措置		
休止予定期間 (休止する場合のみ)	年 月 日から 年 月 日まで	

備考 廃止又は休止の日の1月前までに届け出てください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第77号

金沢市公園条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市公園条例施行規則(昭和39年規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号の2の次に次の1号を加える。

(8)の2の2 金沢プール使用申請書 様式第8号の2の2

第2条第16号の2の次に次の1号を加える。

(16)の2の2 金沢プール使用許可書 様式第16号の2の2

第3条第1項中「第3号」を「第3号及び第4号」に、「これを」を「当該施設を」に、「第4号」を「第5号」に、「催し(以下)」を「催し(第3項において)」に、「第5号」を「第6号」に、「。以下」を「。同項及び次条第1項において」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 金沢プール 金沢プール使用申請書

第3条第2項第1号中「サッカー場等」の次に「、金沢プール」を加え、「1箇月」を「1か月」に、「2箇月」を「2か月」に改め、同項第2号中「6箇月」を「6か月」に改め、同項第3号中「3箇月」を「3か月」に改め、同条第3項中「使用(」の次に「金沢プール及び」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号

を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 金沢プール 金沢プール使用許可書

第3条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 金沢プールを個人で使用しようとする者が使用に先立ち金沢プールの利用料金を支払い、又は条例第11条の3第2項の規定により指定管理者が発行する金沢プール利用券を提出したときは、これをもって、金沢プールの使用の許可を受けたものとみなす。

第6条中「サッカー場等」の次に「、金沢プール」を加える。

様式第8号の2の次に次の様式を加える。

様式第8号の2の2 (第2条、第3条関係)

金沢プール使用申請書				年 月 日		
(宛先) 金沢市長			(申請者) 住所 団体名 代表者名			
金沢プールを使用したいので、次のとおり申請します。						
使用の日時		年 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分				
入 場 料 等 徴 収 の 有 無		有 無	予定人員	人		
使用区分		使用時間	額	使用目的		
プ ー ル	50メートル プール	全 面	時 分～ 時 分	貸出用品の種類		
		コ ー ス	時 分～ 時 分			
	25メートル プール	全 面	時 分～ 時 分			
		コ ー ス	時 分～ 時 分			
	多目的プール	全 面	時 分～ 時 分			
	25メートル サブプール	全 面	時 分～ 時 分			
コ ー ス		時 分～ 時 分				
飛び込みプール	全 面	時 分～ 時 分	特別の設備設置の有無			
飛び込みトレーニング室		時 分～ 時 分	有 無			
第 1 会 議 室	時 分～ 時 分					
第 2 会 議 室	時 分～ 時 分	主催者 (申請者と異なる場合)				
応 接 室	時 分～ 時 分					
第 1 役 員 室	時 分～ 時 分					
第 2 役 員 室	時 分～ 時 分					
大型映像装置		時 分～ 時 分	会場使用責任者 住所 氏名			
放送設備		時 分～ 時 分				
移動式放送設備		時 分～ 時 分	※ 許可 年月日 年 月 日 ※ 許可 番号 第 号 ※ 支払 年月日 年 月 日			
照 明 設 備	50メートルプ ール、25メートル プール及び多目 的プール	2500ルクス				時 分～ 時 分
		1500ルクス				時 分～ 時 分
		500ルクス				時 分～ 時 分
25メートル サブプール	500ルクス	時 分～ 時 分				
	飛び込みプール	2500ルクス				時 分～ 時 分
		1500ルクス	時 分～ 時 分			
500ルクス	時 分～ 時 分					
冷 暖 房	第 1 会 議 室	時 分～ 時 分	受付印			
	第 2 会 議 室	時 分～ 時 分				
	応 接 室	時 分～ 時 分				
	第 1 役 員 室	時 分～ 時 分				
	第 2 役 員 室	時 分～ 時 分				
利 用 料 金		円	取扱者印			

(注) 太線内を記入してください。

様式第16号の2の次に次の様式を加える。
 様式第16号の2の2 (第2条、第3条関係)

金沢プール使用許可書			
(申請者) 住所 団体名 代表者名			許可番号 第 号
			年 月 日
様			金沢市長 印
年 月 日付けで申請のあった金沢プールの使用について、次のとおり許可します。			
使用の日時		年 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分	
利用料金		円	
使用区分		使用時間	
プ ー ル	50メートルプール	全 面	時 分～ 時 分
		コ ー ス	時 分～ 時 分
	25メートルプール	全 面	時 分～ 時 分
		コ ー ス	時 分～ 時 分
	多目的プール	全 面	時 分～ 時 分
	25メートルサブプール	全 面	時 分～ 時 分
	コ ー ス	時 分～ 時 分	
飛び込みプール	全 面	時 分～ 時 分	
飛び込みトレーニング室		時 分～ 時 分	
第 1 会 議 室		時 分～ 時 分	
第 2 会 議 室		時 分～ 時 分	
応 接 室		時 分～ 時 分	
第 1 役 員 室		時 分～ 時 分	
第 2 役 員 室		時 分～ 時 分	
大 型 映 像 装 置		時 分～ 時 分	
放 送 設 備		時 分～ 時 分	
移 動 式 放 送 設 備		時 分～ 時 分	
照 明 設 備	50メートルプール、25メートルプール及び多目的プール	2500ルクス	時 分～ 時 分
		1500ルクス	時 分～ 時 分
		500ルクス	時 分～ 時 分
	25メートルサブプール	500ルクス	時 分～ 時 分
	飛び込みプール	2500ルクス	時 分～ 時 分
		1500ルクス	時 分～ 時 分
500ルクス		時 分～ 時 分	
冷 暖 房	第 1 会 議 室	時 分～ 時 分	
	第 2 会 議 室	時 分～ 時 分	
	応 接 室	時 分～ 時 分	
	第 1 役 員 室	時 分～ 時 分	
	第 2 役 員 室	時 分～ 時 分	
		貸出用品の種類	
		特別の設備設置の有無	
		許可の条件	

附 則

この規則は、金沢市公園条例の一部を改正する条例（平成28年条例第30号）の施行の日（平成29年4月9日）から施行する。

平成28年(2016年)12月26日 印刷
平成28年(2016年)12月26日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾 4 丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄